

静岡県警察の指導交通巡視員に関する訓令

(昭和52年9月8日県本部訓令第16号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、指導交通巡視員(以下「指導巡視員」という。)の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(指導巡視員の設置)

第2条 県本部及び警察署に指導巡視員を置くことができる。

(指導巡視員の行う職務)

第3条 指導巡視員は、交通巡視員として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする交通巡視員(指導巡視員である交通巡視員を除く。以下同じ。)に対し、自己の勤務を通じて、実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする交通巡視員の勤務について必要な調整をすること。
- (3) その他の勤務に関し、特命のあつた事項について処理すること。

(指導巡視員の任命)

第4条 指導巡視員は、次の各号に該当するもののうちから選考により本部長が任命する。

- (1) 交通巡視員として勤続6年以上の者(ただし、学校教育法に定める4年制大学卒業者にあつては2年以上、短期大学卒業生にあつては4年以上の勤続を有する者)
- (2) 勤務成績が優良で、かつ、指導力を有する者

(指導巡視員選考委員会)

第5条 指導巡視員の選考を行うため、県本部に指導巡視員選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は本部長とし、委員には警務部長、交通部長、警務課長及び交通指導課長をもつて充てる。

4 委員会の庶務は、県本部警務課において行う。

(指導巡視員の選考)

第6条 指導巡視員の選考は、勤務成績等を考慮し、書面選考により行う。

(指導巡視員に対する教養)

第7条 指導巡視員に対しては、必要な教養を行うものとする。

(章の着装)

第8条 指導巡視員は、警察官及び交通巡視員の服制に関する訓令(平成6年県本部訓令第11号)に定めるところにより、指導交通巡視員えり章を着装するものとする。

附 則

この訓令は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(平成10年1月8日県本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月6日県本部訓令第5号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。